第

3065

号



1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2006年)平成18年 7月 11日 火曜日

発行所

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678 株式会社 **FPシミコレーション** 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

△ 飲食交際費となる飲食費とは

Q:1人当たり5,000円以下の飲食交際費の対象となる飲食費は、飲食店での飲食費だけですか?

A:飲食店や料理店での飲食のほか、弁当や出前、カラオケスナックなどでの飲食も含まれます。

【解説】

1人当たり5,000円以下の飲食費の取扱いは、交際費等は原則、損金不算入としたうえで、交際費、接待費、機密費その他の費用で、その得意先や仕入先その他事業に関係のある者に対して接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出するもののうち飲食その他これに類する行為のために要する費用であって、1人当たり5,000円以下の費用は除くと規定しています。したがって、飲食費だけでなくその他これに類する行為のために要する費用も対象に含まれます。

飲食その他これに類する行為のために要する費用とは、具体的には、飲食店や料理店のほか、購入した弁当や仕出し、出前、ケータリングサービスによる費用、その他カラオケスナックなどでの飲食費用なども含まれると考えられます。

なお、ホテルなどにおける飲食費も当然この対象になるのですが、ホテルの飲食のように本体料金のほかにサービス料やチャージ料などが一体となって請求されるものについては、これらを含んだ総額がその対象となる飲食費となり、サービス料やチャージ料を除くということはできません。







